

## 条 例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した  
「千曲市都市計画税条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

千曲市長

い、川 修 一

千曲市条例第 2 0 号

## 千曲市都市計画税条例の一部を改正する条例

千曲市都市計画税条例（平成 15 年千曲市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 6 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 14 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の千曲市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。